

4月1日からほたる条例の指定保護区域を追加します

市では、ほたる条例に基づき市内全ての河川を「ほたる保護区域」に指定し、①ホタルの卵、幼虫、成虫の捕獲②ホタルのえさになるカワニナの捕獲③河川を汚すことを禁止しています。



守山市PRキャラクター もーりー

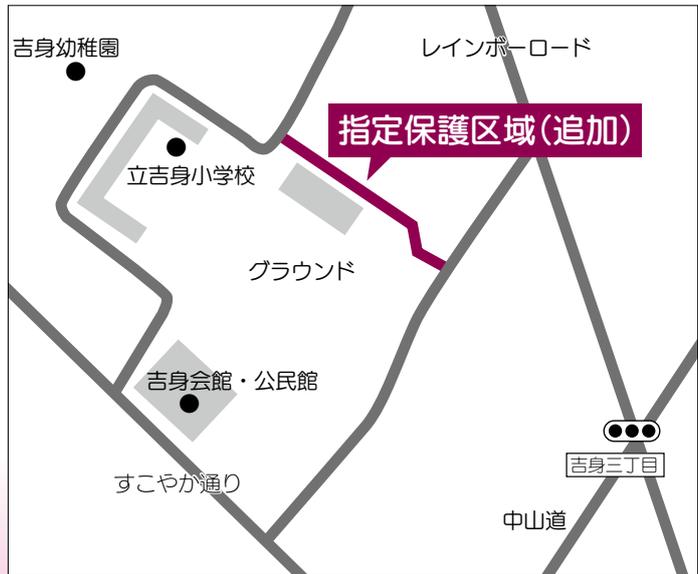
また、その中でも特に保護が必要な区域は特別保護区域や指定保護区域に指定しており、上記禁止事項を行った人には10,000円以下の過料が科せられます。

特に5月中旬から7月上旬は、草刈りや草焼き、除草剤の散布でホタルの生息環境に影響が出ないように注意してください。

4月1日から右記の区間がほたる条例に基づく指定保護区域になります。ホタルの生育環境と豊かな水環境の保全にご協力をお願いします。

環境政策課 ☎(582)1154 📠(583)3911

場所 吉身川の吉身小学校東端から吉身小学校1号線交差点地点まで



職員募集(会計年度任用職員)

地方公務員法などの改正に伴い、4月から新たに会計年度任用職員制度が創設されます。これまで臨時職員や嘱託職員として任用してきた職を、令和2年度以降は会計年度任用職員として任用します。応募要件など詳しくは市ホームページをご覧ください。

変更点 勤務条件の一部が変更となるほか、一定条件を満たす場合、昇給や期末手当の支給があります。

持 試験当日に履歴書および該当する資格免許などを持参。

用 草津公共職業安定所☎(562)3720、ジョブプラザ守山☎(583)8739または担当課へ申し込み。

他 通勤手段については担当課に確認してください。



会計年度任用職員募集詳細



会計年度任用職員について

※1 「再度任用の可能性あり」

※2 いずれの職種も所属長の指示する業務を含みます

職種	勤務場所	人	資格要件	任用期間	勤務日数・時間	業務内容(※2)	報酬・賃金	試験	申込期限・担当課
建築技術員(育休代替)	建築課	1人	<ul style="list-style-type: none"> 一級建築士の免許を有する、または、二級建築士の免許を有し建築に関する実務経験が5年以上ある人 パソコン操作が可能なる人 	4月1日～令和3年3月31日 ※1(ただし育児休業取得職員の育児休業期間終了日まで)	常勤 午前8時30分～午後5時15分	建築基準法などの建築に関する相談、審査、検査その他建築関係事務	月額260,124円(地域手当含む。期末手当あり)年収見込約356万円	作文・面接試験 3月25日(水)午前9時30分～市役所東棟3階小会議室	3月24日(火)まで 建築課 ☎(582)1139